

## ヒアリング項目(案)

ー通信料金と端末代金の完全分離・行き過ぎた囲い込みの禁止関係ー

### 1 通信料金と端末代金の完全分離関係

- ① 禁止すべき「利益の提供」について、どう考えるか。
  - (a) 「通信役務の継続利用を条件とする場合」に禁止される「利益の提供」について、どう考えるか。
  - (b) 「通信役務の継続利用を条件としない場合」に禁止される「利益の提供」について、どう考えるか。
    - ・ 許容される「利益の提供」の上限について、どう考えるか。
    - ・ 現行ガイドラインにおける例外（在庫処分、廉価端末、周波数移行等）について、どう考えるか。
    - ・ 電気通信事業者による利益の提供と代理店による利益の提供との関係について、どう考えるか。
    - ・ その他留意すべき点はあるか。
  - (c) 端末の購入を条件としないが、端末の購入に際して行われる利益の提供について、禁止すべきものはあるか。
- ② 割引、キャッシュバック、ポイントの付与など、禁止すべき「利益の提供」の形式について、どう考えるか。
- ③ 禁止行為の対象とする「移動端末設備」の範囲について、どう考えるか。
- ④ その他留意すべき事項はあるか。

### 2 行き過ぎた囲い込みの禁止

- ① 期間拘束の期間の上限について、どう考えるか。
- ② 違約金の水準の上限について、どう考えるか。
- ③ 期間拘束の有無による料金差の上限について、どう考えるか。
- ④ 期間拘束の自動更新について、どう考えるか。
- ⑤ その他留意すべき事項はあるか。
  - ・ 最低利用期間を有する通信契約の扱いについて、どう考えるか。
  - ・ 「期間拘束を伴う通信契約」ではない拘束性のある提供条件（長期利用割引など）の扱いについて、どう考えるか。
  - ・ その他留意すべき事項はあるか。

### 3 既往契約の扱い

- ① 既往契約に関し、施行日以降の更新・条件変更について、どう考えるか。
- ② 新法に適合する契約への移行を促すための措置について、どう考えるか。

- ③ その他留意すべき事項はあるか。
- ・ 既往契約を締結している者が更新時期を待たずに新規契約に移行する場合の扱いについて、どう考えるか。
  - ・ 3Gサービスについて、どう考えるか。
  - ・ その他留意すべき事項はあるか。

#### 4 その他

- ① 施行に向けた準備について、留意すべき事項はあるか。
- ・ 駆け込みへの対応について、どう考えるか。
  - ・ システム対応について、問題はないか。
  - ・ その他留意すべき事項はあるか。
- ② 通信モジュール、固定BBと同様の形態で用いられる端末、法人契約等について、どう考えるか。
- ③ 端末メーカーから安価で仕入れて端末価格を安く設定し、後にメーカーに対してキャッシュバックを行うという手法も想定されるが、どう考えるか。
- ④ 他社利用者の乗換えに際して発生する違約金を自社で負担するような施策を実施しているか。